

防災カルテ(個別避難計画)の 作成支援のご案内

本市では、地震や風水害などの災害に備えて、日ごろからの準備を進めています。

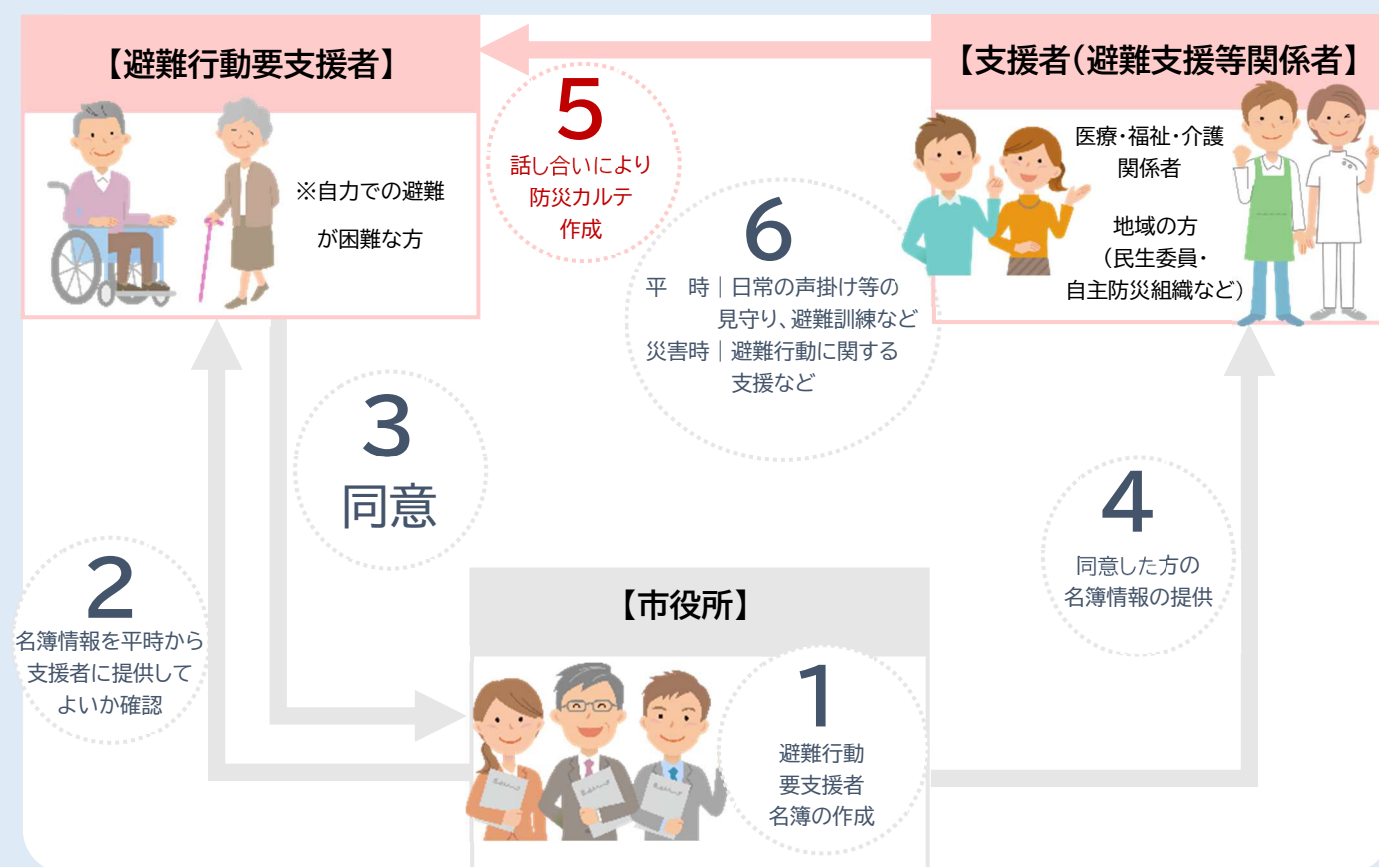
その取組の一つとして、自分が住んでいる地域の災害リスクを知り、いざという時のために考えておく「防災カルテ(個別避難計画)」の作成を進めています。

この防災カルテは、避難行動要支援者が支援を受けるためだけでなく、自分自身ができる備え(自助)の一環として、自分にとって必要な情報や行動を整理しておくことを目的としています。

本市では、避難行動要支援者の状態をよく理解されている福祉の専門職(介護支援専門員・相談支援専門員など)に作成を委託しています。

この取組は、安心して暮らし続けるための大切な準備です。ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 避難行動要支援者制度について



〈お問合せ先〉安芸高田市 危機管理監 危機管理課 TEL:0826-42-5625

2. 作成の目的

防災カルテの作成は、災害に備えて、自分自身の状況を深く掘り下げ、自分にとって必要な情報や行動を整理しておくことを目的としています。

3. 作成対象者

作成対象者は、避難行動要支援者の方です。

なお、安芸高田市の避難行動要支援者の要件は、下記のとおりです。

区 分	要 件
身体障害者	身体障害者手帳 1、2、3 級
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1、2 級
知的障害者	療育手帳 ㉠、A、㉡
要介護	要介護 3、4、5
その他	自力では避難できない方

4. 作成支援の内容

福祉の専門職(介護支援専門員・相談支援専門員など)が、防災カルテの作成をお手伝いします。

災害時に備えて、ご自宅の災害リスクを確認し、「どこへ」「どのように」避難するかを一緒に考えてみましょう。

- 新規作成: 防災カルテの初回作成と説明
- 変更対応: 既作成計画の変更業務(軽微な変更を除く)
- 更新・見直し: 既作成計画の更新・見直し支援
- ご本人やご家族への聞き取り
- 避難経路や支援者の確認
- 修正や保管に関する助言

5. 個人情報の取扱いについて

作成した防災カルテは、避難支援等関係者・支援者・市で共有します。個人情報は安芸高田市及び支援等関係者において適正に管理し、避難支援や安否確認などの目的以外に使用しません。

6. ご理解いただきたいこと

- 災害時の地域による避難支援は、助け合い(共助)によるものであり、法的責任や義務を伴うものではありません。また、地域全体が被災する場合もあり、必ず支援が受けられるものではありません。
- 家族や隣近所の方と日頃から災害時の備えについて話し合ってください。
- 地域での助け合いは、平常時のつながりが大切です。普段から次のことを心がけてください。

- 隣近所の人との挨拶や声のかけあいなど、日頃からの付き合いを大切にしましょう
- 地域の防災訓練や地域行事に参加しましょう

防災カルテとは

防災カルテとは、災害のおそれがある場合に、避難行動を迅速に行うため、お一人おひとりに「誰と」「どこに」「どうやって」避難するかなどをあらかじめ考えておくものです。個別避難計画ともいいます。

安芸高田市 わたしの防災カルテ					
面談のうえ、以下のとおり計画を作成しました。 (署名)					
要支援者: 作成者:					
作成日: 年 月 日					
I. 本人情報					
行政区		性別	男 ・ 女		
フリガナ		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日 (満 歳)		
氏 名		自宅番号	- -		
		携帯番号	- -		
住 所	〒 - - 安芸高田市				
対象区分	☐ 身障手帳 1・2・3 級(障害内容:)				
	☐ 精神手帳 1・2 級				
	☐ 療育手帳 ㉠ ・ A ・ ㉢				
	☐ 要介護 3・4・5				
	☐ その他自力で避難できない方()				
緊急 連絡先 ①	フリガナ		自宅電話	- -	
	氏名		携帯電話	- -	
	住所		関係	☐ 家族 ☐ その他	

その他、ご自宅の災害危険性の確認、避難先や避難のタイミングを考える項目があります。

〈お問合せ先〉安芸高田市 危機管理監 危機管理課 TEL:0826-42-5625

防災カルテの作成にあたって

計画の作成は無料です。

避難先について

- 安全な場所にお住まいの方は、ご自宅に留まることも避難です。
- 外への避難が難しい場合、ご自宅の中でも安全な場所へ避難しましょう。
 - 〈土砂災害の危険性がある場合〉
山や崖から離れた場所に移動する
 - 〈浸水の危険性がある場合〉
建物または屋内の2階以上の高さがある場所に移動する(垂直避難)

避難支援について

- 自分の身は自分で守ることが原則です。
- 必ず支援が受けられるものではありません。
- 支援の内容は、避難所への連れ出しだけでなく、声かけで留まる場合もあります。

支援者について

- 避難を支援してくださる方に対しては、事前の説明と同意が必要です。
- 作成した防災カルテは、支援者にも共有します。

【この支援活動は安芸高田市から正式に委託された業務です】

【業務名】

2026年度 個別避難計画作成支援業務

【委託先】

市内の居宅介護支援事業所・相談支援事業所

【委託期間】

2026年8月1日～2027年3月31日

【委託機関】

安芸高田市 危機管理監 危機管理課